省　令

○経済産業省令第七号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年三月一日

経済産業大臣　梶山　弘志

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（放射線障害の防止） **第二十九条**　法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。 一～十四　［略］ 十五　前号による実効線量及び等価線量（眼の水晶体の等価線量に限る。以下この号において同じ。）の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量又は等価線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の累積実効線量又は累積等価線量を四月一日を始期とする一年間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。 十六～二十九　［略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（放射線障害の防止） **第二十九条**　法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。 一～十四　［略］ 十五　前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の累積実効線量を四月一日を始期とする一年間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。 十六～二十九　［略］ 2　［略］

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第八号

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）を実施するため、石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令を次のように制定する。

令和三年三月一日

経済産業大臣　梶山　弘志

石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令

石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令（平成十四年経済産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則（昭和三十八年通商産業省令第六十八号）は、廃止する。 **附　則** （施行期日） **第一条**　［略］ （経過措置） **第二条**　［略］ 2～4　［略］ 5　整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十一条に規定する鉱害賠償積立金の利息については、旧賠償法施行規則第十七条及び第十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法施行規則第十七条第一項中「二分五厘」とあるのは「〇．二パーセント」とし、同規則第十八条中「機構」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。 6～11　［略］ 12　整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法附則第十二条において準用する供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条の利息については、旧賠償法施行規則附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法施行規則附則第七条第一項中「二分四厘」とあるのは、「〇．〇〇一二パーセント」とする。 備考　表中の［　］は注記である。	石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則（昭和三十八年通商産業省令第六十八号）は、廃止する。 **附　則** （施行期日） **第一条**　［略］ （経過措置） **第二条**　［略］ 2～4　［略］ 5　整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十一条に規定する鉱害賠償積立金の利息については、旧賠償法施行規則第十七条及び第十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法施行規則第十八条中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。 6～11　［略］ 12　整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法附則第十二条において準用する供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条の利息については、旧賠償法施行規則附則第七条の規定は、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。